

憲法の番人は誰か

—— 中華民国創立期の政治裁判所思想とその後 ——

牟 憲 魁

- 一 はじめに
- 二 政治裁判所思想の生成
- 三 その後の政治裁判所思想における「憲法の番人」像
- 四 「憲法の番人」論からみる台湾の憲法訴訟法
- 五 結びにかえて

一 はじめに

日本国憲法の下で、すべての裁判所は違憲立法審査権を行使できるようになったが、最高裁判所はその最終的な権限をもっていることから、「憲法の番人」と呼ばれている。また、最高裁判所の違憲判断が少ないことで、最高裁判所を『憲法の番人』として機能させるために、憲法裁判所制度を何らかの形で導入しようとする論議もあった。そのなかで、「憲法の番人」は最高裁判所であれ、憲法裁判所であれ、いずれも憲法の有権的解釈者と

考えられている。民主主義の観点からすると、主権者である国民が憲法の解釈を決めて、自ら憲法の番人を務めるべきであるが、近代憲法は間接民主主義を採用するから、選挙制度や国民審査制度があっても、国民は憲法政治の中で抽象的な「主権者」と位置付けられ、裁判所に憲法解釈を求める側へと転換されている。

韓国や台湾をはじめ、東アジア地域の民主化過程をみると、憲法の規範力が裁判所により実現されるという「憲法の番人」像は民主化過程の成果であり、現実には、民主化過程が始まってから、はじめて最高裁判所・憲法裁判所が国民の裁判運動または憲法訴訟に積極的に対応し、「憲法の番人」のように機能してきたのである。そのため、筆者は、「憲法の番人」が最高裁判所・憲法裁判所というよりも、むしろ主権者国民自身であり、特にデジタル時代には、国民自身が直接に憲法解釈を行うのは現実可能となっていると思う。この認識に基づいて、かつて一〇年前に、台湾の憲法訴訟法草案における、人民の違憲審査申立権の行使を終局裁判後の数箇月以内に制限する改正条項につき、抽象的違憲審査制の下でそれが不要なものであり、削除されるべきと、台湾で掲載された論文の中で提言した¹⁾。残念ながら、この提言は二〇一八年の憲法訴訟法に受け入れられなかった。ちなみに、朝野の対立により大法官の補充が立法院で阻まれ、さらに野党側の主導による憲法訴訟法改正が違憲審査の議決定足数を一〇名参加と九名同意に引き上げた結果、現任の大法官八名だけが残された憲法法廷は二〇二四年一月から本稿初校時の二〇二五年一月中旬まで、もはや一年以上実質上機能停止に陥っている。

大法官の憲法法廷化につれて、人民の違憲審査申立権はなぜ制限を加えられるようになったのか。「憲法の番人」はなぜ憲法政治の危機を解決できなくなったのか。本稿はこのような問題意識から、中華民国創立期の政治裁判所思想やその後の憲法保障論や「憲法の番人」像に辿りつつ、台湾の憲法訴訟法の問題点とりわけ憲法訴訟願の制度後退を検討し、「憲法の番人」論の問題提起をするものである。

二 政治裁判所思想の生成

一九二二年、中華民国臨時約法第二条は「中華民国の主権は国民全体に属する」と宣言した。当時、立憲民主制の下で「憲法の番人」が誰かは、憲法解釈権が誰に属するかを中心に検討されていた。国民党の王寵惠（アメリカ留学経験者）の憲法草案をはじめとする、三権分立と抑制均衡の思想に基づいたアメリカ司法審査制のような「司法による憲法解釈」論もあったが、司法権独立の問題に着目し、ヨーロッパの議会制民主主義、立法至上主義に固執し、憲法解釈権を制憲者自身に留保しようとする憲法制定機関（国会議員により構成された憲法会議）に拒否された。⁽³⁾ それと同時に、ドイツ、オーストリアのような「憲法裁判所、国事裁判所、政治裁判所」思想も現われた。その問題関心は政治紛争、憲法争議の解決に集まって、早くも一九三〇年代に中国の憲法学者により「政治裁判所」と呼ばれたので、本稿では、「政治裁判所」という用語を使う。⁽⁴⁾

以下、中華民国創立期の憲法起草論議を中心に、当時の政治裁判所思想を考察する。

（一） 国務員弾劾と臨時の「国務審判院」

天壇での憲法起草過程において、議会在が政府の違法行為をチェックする手段として、国務員弾劾は検討された。例えば、孫文（孫中山）、宋教仁（法政大学卒業生）を中心とする国民党は国務員弾劾の臨時裁判所として、「国務審判院」を設立することを主張した。その理由は、国務員「弾劾の審判は、その行為が違憲かどうかを判断し、その本質は、実に憲法の趣旨を解釈するものである」が、「司法は独立なものであるにもかかわらず、それが決して立法や行政の上に位置するわけではない」から、国務員弾劾の裁判権は司法府に付与されるべきではないということである。また、参議院に付与されるのも適切ではない。「第一に、国務員が参議院と共謀した場合、憲

法を恣意的に踏みにじることができる。第二に、参議院は一つの政治機関であり、厳密な法的観点から正しく解釈することは難しい。したがって、国民党は「衆議院は国務員の弾劾事件に対して、参議院議員が互選で選出する八人、最高法院推事が互選で選出する七人により国務審判院を組織し、審判を行う」と提案した。⁽⁵⁾そこに、アメリカの大統領弾劾裁判制度と違うところが多いものの、権力分立の発想が強く反映されている。

民間の憲法私案の中にも、同様な構想がある。例えば、国務員弾劾と憲法疑義解釈に関して、王登父の憲法草案が臨時に国務法院を、⁽⁶⁾呉貫因の憲法草案も臨時に国務裁判所を組織することを提唱した。⁽⁷⁾

また、袁世凱が一九一六年に逝去した後、第二期国会の憲法起草委員会が一九一九年に作成した中華民国憲法草案は、「憲法について疑義があるとき、下記の者によつて組織された特別會議がこれを解釈する。一、参議院議長。二、衆議院議長。三、大理院（大審院または最高裁判所…筆者注）長。四、平政院（行政裁判所…筆者注）長。五、審計院（會計審査院…筆者注）長」という臨時の特別解釈機関を構想していた。その理由について、同憲法草案の説明書は次のように述べている。「衆参両院の長が立法院の意見を、大理、平政両院の長は法院の意見を受け入れる。審計院は憲法機関であるから、その院長が参議院の同意を得てそこに参列することは、公平かつ均衡の意に反するものではない」。その参照物について、「本法第一〇一条は権衡取捨の後、特別解釈機関の先例を採用し、例えばソクソン憲法第一五二条の如く、憲法条文について政府と議会在同一の解釈を得られざるときは、それらの意見を国務審判院に付して解決するものなり」。⁽⁸⁾

しかし、国務員弾劾も憲法疑義解釈も、合憲性審査とは距離があり、また、国務審判院などの臨時組織は常設の憲法機関ではないから、憲法訴願を導入することもできない。これらの憲法草案には、「憲法の番人」を期待できないという政治家たちの心構えが反映されるかもしれない。国民党が指摘した、「司法は独立なものであるにもかかわらず、それが決して立法や行政の上に位置するわけではない」という理由から、三権分立における司

法権の優越的地位を特徴とするアメリカの司法審査制は理解されていないことが分かる。そして、憲法解釈権を常設の憲法裁判所に集中させるのも、一〇数名の憲法裁判官が権力者に左右されやすいことから考えれば、当時、国会選挙に傾注していた国民党にとって魅力的ではなかろう。

(二) 権限争議と「国家顧問院」

梁啓超、湯化龍（法政大学卒業生）を中心として袁世凱政権に協力的な進歩党も、大統領と国務員の弾劾裁判について、「最高法院及び平政院が共同で選出する法官九名により臨時に組織」（第八三条）される国務裁判院において裁判を行うと規定する一方で、憲法争議の解決方法を配慮し、日本（諮問型）ではなく、チリ（調停型）の枢密院を参考として、常設機関である「国家顧問院」の章を設けた。「国家顧問院は国会両院がそれぞれ選出する顧問四名と大統領が推薦する顧問五名により構成され」（第六八条）、「憲法疑義は、国家顧問院がこれを解釈し、憲法上の権限争議は国家顧問院がこれを裁判する」（第七〇条）⁹⁾。

明治憲法上の枢密院は憲法や重要な国政に関する諮問を行う機関として、憲法の解釈や法令の適合性に一定の役割を果たしたが、その機能は政治的・諮問的なものに留まり、独立した司法機関としての憲法裁判所の役割を果たすことはできなかった。それに対し、進歩党の憲法草案は大統領制、行政権強化、中央集権制の主張で国民党の立場と対立する一方で、その国家顧問院は憲法疑義を解釈し、憲法上の権限争議を裁判する常設の憲法機関である。また、「憲法裁判所」ではなく、枢密院の中国語訳である「国家顧問院」という表現を使うことも、権力者を刺激させないよう工夫されたものである。そこに、立憲民主制の下で「憲法の番人」論が胎動したとはいえよう。

それにもかかわらず、国家顧問院は憲法疑義について解釈のみを行うから、仮に合憲性審査を行っても、憲法

の解釈にとどまるだろう。ここに、司法院が一方的な違憲判断を避ける、いわゆる「対話的違憲審査制」に近い考え方が、進歩党として権限争議のようなやむを得ない状況でない限り、強い違憲審査制に縛られたくないという心構えが反映されるかもしれない。また、国家顧問院関連の法律のなかで憲法訴訟を認めるなら、国民が憲法の解釈、法律の合憲性を争うのも可能となるだろう。

(三) 連邦内部の政治紛争と「国事法院」

袁世凱政權が一九一六年六月に終焉した後、軍閥間の内戦が相次ぎ、北京政權も安定的ではなかった。ついに一九二〇年七月の湖南省憲法をきっかけとして、各省が憲法を制定する省憲運動が広がり、連邦制や地方自治を提唱する連省自治運動へと発展した。一九二二年五月、国是會議が民間の八団体により上海で開催され、その依頼を受けて、ドイツから帰国した張君勱は、連邦制を目指す国是會議憲法草案を起草し、同年に『国憲議』を出版した。

張君勱はかつて早稲田大学に留学する時、梁啓超の政聞社に参加したことがある。彼が執筆した国是會議憲法草案も憲法争議を配慮し、第六章「法院」の中に、憲法事件を専門的に取り扱う常設機関として「国事法院」を設けた。下記の通り、その憲法争議への配慮は、権限争議、とりわけ連邦内部の政治紛争に傾斜しており、また、「国事法院」は諮問機関ではなく、裁判機関と位置づけられて、弾劾裁判や憲法訴訟をも管轄する。

第五三条 連省及び各省内には行政訴訟法院を設置し、もって人民が行政処分及び命令について陳訴することを保護する。

第五四条 連省政府は国事法院を設置し、もって以下の各種案件を解決する。

- 一、本憲法の解釈、
 - 二、甲省と乙省の政治上または公法上の争議、
 - 三、連省官庁と各省官庁の権限上の争議、
 - 四、人民の憲法上の権利が侵害されたときに提出される訴願。
- この法院の組織は、別に法律で定める。

第五五条 国事法院は、大統領、国务総理または国務員に関する弾劾事件を審判する。

このような制度設計は連邦内部の政治紛争の裁判機関として、憲法裁判所のような強い違憲審査制のイメージを与える。この点について、張君勛自身も『国憲議』の「第十一篇 憲法を解釈する機関」中で、ドイツ新憲法における、連邦内部の連邦法解釈紛争、区域統合分立に伴う財産分割紛争、連邦内部の公法上の争議を国事裁判所が解決するといった一連の条項を引用した上で、次のように説明した。⁽¹⁾

今後、憲法解釈の機関としては、アメリカ式の大理院（大審院…筆者注）を採用すべきか、それともドイツ式の国務法廷を採用すべきか。私には固定的な意見はない。窃かに思うに、わが国はすでに行政訴訟法院を設け、行政法上の事件と民事・刑事法上の事件を分離している以上、大理院とは別に国事法院を設け、専ら憲法上の争議を管轄する方がよい。あるいは、憲法事件と民事・刑事法の事件を分離することは容易ではないと考える者もいるかもしれない。また、大理院が存在するのにその傍らに国事法院を設ければ、大理院が国事法院の判例に拘束されるのではないかとの懸念もある。私の考えでは、これは国事法院の組織方法と権限規定のあり方によるものである。要するに、権限の境界を明確にし、各種法院の人材を参酌して任用すれば、相互の争いを避け、永く国憲の威信を確立することができるのではな

いか。

注意すべきは、国是会議憲法草案は憲法訴願を国事法院の権限として規定することである。この憲法訴願制度の構想は、国民が憲法の解釈、法律の合憲性を争う憲法「訴願」を容認する点から、民主主義的な「憲法の番人」論の要素を含む進歩的なものと評価できるが、この憲法草案自体が民間団体のリベラルの立場を代表すること、看過してはならない。

三 その後の政治裁判所思想における「憲法の番人」像

その後、国事法院を提唱する憲法草案はまた幾つか出たが、臨時組織であるか、憲法訴願がないか、それぞれ不十分なところがみられる。とりわけ、国民政府の憲法起草にあたって、憲法保障の役割を担う国事法院の構想は再び登場したが、その憲法保障論は国民不在の政治裁判所へと結実し、民主主義的な「憲法の番人」を構想していなかった。

(一) 国民不在の「国事法院」

一九三三年一月、孫科（孫文の息子・筆者注）が立法院長に就任した後、憲法起草作業を始めた。孫科が自ら憲法草案起草委員会の委員長を務め、米國留学経験者の呉経熊や日本留学経験者の張知本（法政大学卒業生）を副委員長とする三六人の憲法草案起草委員会を組織した。呉経熊は憲法草案初稿の執筆を依頼され、一九三三年六月に初稿を完成し、個人の名義で憲法私案を新聞紙に公表した。

この憲法私案の中、特に注目を集めるのは、「第五篇 憲法の保障」が設けられ、その中で国事法院の組織や権限などについて一四箇条で詳しく規定することである。¹⁴⁾ 国事法院の役割は、「直接または間接に憲法の実施を保障し、憲法に関わる紛争を解決するために、国事法院を設置すべきである」(第二〇一条)という制度趣旨からも分かるように、憲法保障を担う常設機関である。

国事法院の権限は、下記のとおり、憲法疑義解釈、違憲立法審査、違憲行為の処分、権限争議解決、行政訴訟、行政法令の統一解釈、公務員懲戒など、幅広く含めている。特に、「直接または間接に憲法に違反し、普通法院が解決できない政治上の事件を解決する」という「その他の条項」は、国事法院の政治裁判的性格を示した。

(国事法院の権限)

第二〇二条 国事法院の職権は、下記のとおりである。

- 一、憲法疑義を解釈する。
- 二、違憲の法律を審査し無効と宣告する。
- 三、違憲の行為を処分する。
- 四、中央政府の各機関の間、各地方政府の間および中央と地方の間の権限争議および他の解決できない事項を解決する。
- 五、行政訴訟を受理する。
- 六、行政法令の統一解釈を行う。
- 七、公務員弾劾の事件を受理し、被弾劾者およびその他国事法院が職権を行使する際に発見した懲戒されるべき公務員を懲戒する。
- 八、刑事責任を負い、懲戒の対象となった公務員を普通法院に移送する。

九、直接または間接に憲法に違反し、普通法院が解決できない政治上の事件を解決する。

第二〇四条 行政法令の解釈と普通法令の解釈が衝突するとき、国事法院と最高法院から各同じ人数の委員を推薦し、委員会で検討し解釈の統一を図る。

また、呉経熊の憲法私案は国事法院評事の選出手続、資格、構成や身分保障について、詳しく規定し、⁽¹⁵⁾ 国事法院の裁決の効力について、一般の効力を規定した。⁽¹⁶⁾

民間団体の立場からの張君勸の国事法院構想に比べると、国民政府の憲法起草委員会副委員長の肩書をもっていた呉経熊の国事法院構想は、行政訴訟や公務員懲戒まで、包括的な権限を規定したものの、憲法訴願を除外した。また、同時期には、呉経熊の国事法院構想をめぐって、賛否両論があったものの、⁽¹⁷⁾ 憲法訴願の欠如は、ほぼ言及されていなかった。

当時の憲法起草作業は元々、国民党政権が知識人たちの「党治」（一党独裁）批判や憲政実施要請に対応するものである。その中で、呉経熊が憲法の保障を問題提起し、政治裁判所としての国事法院の設置を提唱するのは、理想主義的な立場であった。しかし、彼の国事法院構想が憲法訴願を重視せず、国民不在の制度設計であることも、また一種の理想主義であろう。

（二）国民排除の「司法審査制」

当時、呉経熊の国事法院構想に対し、憲法草案起草委員会のもう一人の副委員長であった張知本は、国民大会が憲法解释权を行使すると主張していた。結局、憲法草案の第一次初稿は、張知本の意見を採択し、「立法院または最高法院が意見を起草し、国民大会に憲法解釈を申請する」と規定した。その後、憲法草案審査委員会が組

織され、憲法草案の第二次草案を出した。同草案は、憲法解释权を国民大会から司法院へ移した⁽¹⁸⁾。

憲法解释权を司法院に移すことについて、審査委員会の内部で論争があった。史尚寬委員は、憲法が立法院により起草されたものであるから、司法院が憲法を解釈すれば、立法院の職権を侵害する嫌いがあり、また、裁判官の多くが保守的な観念をもっており、時代の発展に追いつけられないかは大きな問題であると指摘した。それに對し、審査委員会主席の孫科は、アメリカにおいて憲法解释权が大理院にあるが、国会はこれが立法権を侵害するとしておらず、また、裁判官が必ずしもすべて時代遅れの保守派ではなく、誤った憲法解釈を行っても、国民大会が開催時にこれを補うことができる⁽¹⁹⁾と反論した。その場で、吳經熊委員も、司法院が憲法解釈を行うことに改めるべきだと主張した。

結局、一九三六年五月五日公表の中華民國憲法草案確定草案（いわゆる「五五憲草」）は司法院の憲法解释权を明文で定めたが、違憲立法審査権の行使について制限を加えた。すなわち、「法律が憲法に抵触するかどうかは、監察院が当該法律施行後六カ月以内に司法院に解釈を申請する」（同草案一四〇条二項）という条件を付けた。これについて、審査委員会内部の論争が最も激しかったが、孫科は、次のように説明し、同案を審査委員会に採択させた。第一に、この条文は国民党中央の原則に基づき起草したわけで、司法院に解釈を申請することを一定の機関に専属させなければ、司法院が立法院の制定するあらゆる法律に対して審査でき、立法をコントロールする最高の立法機関となってしまう。第二に、アメリカのようにあらゆる人が法律違憲について解釈を申請できることが危険であり、この条文が立法院の職権を維持できる一方で、司法院が解释权を喪失することを防ぐことができる⁽²⁰⁾。

孫科の説明から、五五憲草が憲法解釈の申請者を監察院に、申請期間を六カ月に限定して司法院の違憲立法審査権行使を制限し、人民を憲法解釈申請の場から排除して憲法訴願・裁判運動の「危険」を防ぐという国民党中

央の意図はもっと明白に分かる。ここに、「党治」の危険物として危惧された「憲法の番人」は、憲法解釈機関としての司法院というよりも、むしろ憲法上の主権者としての一般国民であろう。

呉経熊はその国事法院構想が五五憲章に採用されなかったにもかかわらず、「中華民國憲法草案の特色」と題する論文の中で、司法院が憲法解釋権を行使し、監察院が違憲立法審査の申請権を独占する五五憲章の制度設計について肯定的に評価した⁽²¹⁾。孫科は、それをアメリカ連邦最高裁判所制度を模倣するものと指摘したが、憲法解釋権が司法院に集中され、違憲審査の申請者が限定され、申請期間も限定されたことから考えれば、五五憲章における国民排除の司法審査制は実質上、政治裁判所思想に共通するものとはいえよう。

(三) 憲法の番人は誰か

前述した五五憲章は、当時の日中戦争で国民大会の審議に入らなかった。日中戦争が終わった後、五五憲章が政治協商会議による修正を受け、そして制憲国民大会の審議を経て、一九四六年一月二五日に中華民國憲法として採決された。司法院は最高司法機關であり、憲法解釋権と法令統一解釋権をもっているが、政治協商會議により、違憲審査の申請者と申請期間に関する条項が削除され、また、国民大会での憲法草案説明において、司法院がアメリカ連邦最高裁判所に相当すると孫科は明言した⁽²²⁾ことから、アメリカ型司法審査制の方向性は示唆されていた。

しかし、当時、内戦のなかで、司法院が最高法院、行政法院、公務員懲戒委員会を統合する改革は実施されず、司法院は専ら憲法解釋権と法令統一解釋権を行使できるようになった。当時の大法官會議は、大法官解釋の申請者を公的機関に限定し、裁判の代わりに會議の手續きを採用し、二つの解釋のみを行った。第一号が憲法疑義解釋で、第二号が法令統一解釋であるから、いずれも違憲立法審査を行うものではなかった。そのように、司法院

は政治裁判所の方向へと転向した。

この過程において、ふたりの人物は注意に値する。

ひとりは、前述した、民間団体憲法草案を執筆し「国事法院の制度を構想した政治家張君勳である。彼は日中戦争の前に党治抵抗運動に活躍し、国民政府に一時逮捕されたことがある。日中戦争の時、国民政府を支持する立場へ転じて政党活動を続けて、中華民国の代表として「国際連合憲章」に署名した。日中戦争の後、中国民主社会党の党首として政治協商会議憲法草案審議委員会や制憲国民大会憲法起草委員会に参加し、とりわけ政治協商会議で五五憲草の五権分立を、議院内閣制を導入し大統領の権限をけん制するものと修正することに寄与した。憲法採択の後、蒋介石により連立政権への参加を誘われ、内戦の講和に斡旋したこともある。

台湾の歴史学者により「中華民国憲法の父」⁽²³⁾と称されている張君勳は、一九四七年の著書『中華民主憲法十講』の中で、二五年前の国事法院や憲法訴願を触れなかったが、五五憲草における最高裁判所としての司法院の憲法解釈権について、「我が国の最高法院の権力が立法院より優越しその議決した法案を無効と判断できるかどうかはまだ不確定なことであり、国内政治上のほかの紛争は大理院の解釈により解決できるかどうかとも将来のことであるから、今日は論定できるわけではない」と指摘した。⁽²⁴⁾「民主憲法十講」という表現からも分かるように、彼は宋教仁と同じように民主運動や政党政治の実践に全力を傾注していた。

同書は、孫文が構想した「直接民権」（直接民主主義の（憲）法改正・立法審査・選挙・罷免）の制度としての国民大会について、「直接民権といわれるのは、公民自身がこの種の権力を行使するからであり」、「直接民権が国民大会により行使されることは、直接民権のメリットを保持できるのだろうか」と批判し、⁽²⁵⁾国民の主権者的地位を強調し、「憲法の番人」について国民自身に期待していることが窺われる。

もうひとりは、かつて中華民国創立期に『中華民国憲法芻議』を出版しアメリカ型司法審査制を提唱した国民

党の元老王寵惠である⁽²⁶⁾。彼はアメリカ留学経験者であり、清末に孫文を追隨してから、中華民国の北京政府、国民政府の中で司法・外交官僚として活躍していた。国民党の代表として政治協商會議憲法草案審議委員会や制憲国民大会憲法起草委員会に参加したが、憲法施行後の初代司法院長となった。内戦で大法官が数多く欠員するにもかかわらず、大法官会議の主席と務めながらも、大法官の職に就かなかったのである。恐らく、彼も当時の大法官の役割を「憲法の番人」としていなかったであろう。

四 「憲法の番人」論からみる台湾の憲法訴訟法

(一) 「憲法の番人」の登場から憲法訴訟法の登場へ

一九五八年、司法院の大法官會議規則の代わりに、立法院は大法官會議法を制定した。同法は人民が確定終局裁判に適用された法律または命令について違憲審査を申請できると規定し、憲法訴訟制度を導入した。ただ、七〇年代の前半まで、憲法訴訟願の申立が少なくないのに対し、それによる違憲審査は一例（一九六六年一月九日の釈字第 一七号解釈）だけである。また、大法官の解釈は少なくて、その重きが法令統一解釈に置かれており、公的機関に法理的意見を提供する「国家顧問」の役割を演じた。

大法官が「憲法の番人」と称されるのは、民主化過程における憲法訴訟願の実践に由来する⁽²⁷⁾。七〇年代の後半から、大法官は一連の解釈をもって人民の申立の要件を緩和し、憲法訴訟願の道を拡大した。特に、釈字第 一七七号解釈（一九八二年一月五日）は、確定終局裁判に対する遡及効を確立し、違憲宣告を再審または非常上告の理由として救済を求めることを認めた結果、憲法訴訟願の申立が急増し、大法官の解釈も、憲法訴訟願に重きを移し、九〇年代以降、判例のほか、法律に対しても頻繁に違憲宣告を行い、民主化過程において「憲法の番人」の役割

を認められるようになった。

一九九二年の憲法改正が政党違憲問題の裁判権を大法官に付与したことをきっかけに、翌年、大法官會議法の代わりに、立法院は大法官審理案件法を制定した。この法改正は、立法委員の三分の一以上による憲法解釈の申請を認め抽象的規範統制、裁判所が法令違憲問題につき大法官に憲法解釈を申請するという具体的規範統制、および憲法法院での口頭弁論など憲法裁判の要素を導入し、憲法裁判制度へ移行する傾向を現した。さらに、二〇〇五年の憲法改正が大法官に大統領弾劾事件の裁判権を付与したことに対応して、二〇〇六年一月、司法院はかつて立法院に自らが提案した司法院大法官審理案件法修正草案に代わって、大法官の憲法法院化のほかに大統領弾劾裁判手続の追加をはかる憲法訴訟法草案を公表した。ついに、憲法訴訟法は二〇一八年に立法院で採択され、二〇二二年に施行された。同法に基づき、憲法法院は、法規範の憲法審査及び裁判の憲法審査に関する事件、機關爭議事件、大統領・副大統領彈劾事件、政党違憲解散事件、地方自治保障事件および法令統一解釋事件について、判決を下すようになっており、憲法修正条項上の違憲政党解散事件・大統領彈劾事件の裁判手続から、憲法訴訟法上の憲法裁判機關へと変わった。

大法官憲法解釈制度はドイツの憲法裁判所制度と似ている政治裁判所的性格をもつが、憲法解釈という対話的な違憲審査の方式を取り、憲法訴訟の期間を制限せず人民の憲法解釈参加を認め、大法官の裁量により人民に憲法訴訟の道を拡大し、憲法疑義解釈で違憲立法や権限爭議以外の政治紛争を解決できるなどの面で、ドイツ型と比べ、「憲法解釈」という優れているところもあり、台湾の民主主義・立憲主義の発展に大いに寄与していた。

なぜ「憲法訴訟」という憲法上存在しない訴訟制度を創るのか。ここに、東アジアにおける漢字廃止を想起させるが、恐らく、「憲法解釈」から「憲法判決」への制度転換の背後には、アメリカ司法審査制を構想していた一九四六年中華民国憲法を外來の憲法と見做す「民主Ⅱ独立」型政治運動の雰囲気の中で、ドイツ憲法裁判所制

度を参考物として、大法官「解釈」を憲法法院「判決」へと変貌させる風潮があるかもしれない。政治の分野でも学術の分野でも誰もが黙認するなかで、大法官解釈の判決化は一種の「憲法変遷」となっているかもしれないが、司法院大法官五三〇号解釈（二〇〇一年一月五日）の趣旨から見ても、憲法訴訟法は憲法の条文を逸脱したのではないだろうか。

（二）政治の裁判化という政治裁判所の宿命

大法官の憲法解釈は一般的拘束力を宣言し、憲法と同等のものと自己主張したが、現実において、その違憲判断が立法院に抵抗され、法改正が十年ほど遅滞する事例もしばしばある⁽²⁸⁾。とりわけ、釈字第五三〇号解釈（二〇〇一年一月五日）は全国司法改革會議の結論を受け、一九四六年中華民國憲法の趣旨から司法院組織法に対し違憲宣告を行った上で、司法院の最高裁判機關化を提示した。その後、司法院組織法および大法官審理案件法の改正をめぐって、司法院の提案した関連修正草案（一元多軌案）に対し、立法委員の一部は連名で別の修正草案（現行司法体制を維持する多元多軌案）を打ち出した。結局、立法院での法改正手続は二〇〇三年一月の法改正期限までに完成を見せず、全国司法改革會議の結論に示された司法院改革計画が実現できなかった。

最近には、憲法法院一一三年憲判字第九号判決（二〇二四年一月二五日）は二〇二四年改正の立法院職權行使法の追加条項について、立法権の過度な拡張と判断したが、立法院は党派の対立で、調査委員会の権限、大統領の報告義務などの条項を改正していない。それとは対照的に、改正の立法院職權行使法が成立した直後、ある学者が同事件の政治紛争の解決について、大法官解釈を引用しつつ憲法法院への期待を表したことがある⁽²⁹⁾。しかし、憲法解釈権であれ、違憲審査権であれ、もともと民主主義的正当性を持たないのである。大法官が政治問題の裁判を行うのは、大法官解釈であれば、その一般的拘束力が一種の自己主張であるから、立法院に無視されても、

対話的違憲審査として特に大きな政治問題にならないが、憲法判決であれば、強い違憲審査であるから、立法院に抵抗されると、「憲法の番人」としての権威性が損なわれるだろう。

とりわけ、大法官人事をめぐって、朝野の対立により大法官の補充が阻まれ、二〇二四年一月から、現任の大法官が八名だけとなった。さらに、同年二月二〇日に憲法訴訟法の改正により、違憲審査の議決定足数が一〇名参加、九名同意と引き上げられた。そのため、憲法法院が昨年一月、もはや一年以上実質上機能停止に陥っている。政党政治が膠着状態である中で、党派を超えた大法官人事の協議ができず、憲法政治が危機に陥った。嘗て芦部信喜先生は憲法裁判所設置論について、日本の議会制民主主義はいま重大な岐路にあり、政党政治は危機的な状況から脱する展望を持っておらず、ヨーロッパ型にある政治の裁判化問題が行き過ぎると、議会制民主主義の崩壊につながる恐れがあることを指摘したが、この指摘は台湾において現実となっており、政治裁判所の宿命であるかもしれない。

(三) 憲法訴訟法における「憲法の番人」観

憲法訴訟法案の立法理由説明書を読むと、ドイツ憲法裁判所制度を頻繁に完璧な参考物として言及し、また、大法官の「憲法の番人」の役割を過大視するか民主主義を軽視する傾向は見られる。例えば、憲法訴訟法三八条一項は、「判決は、すべての機関および人民を拘束する効力を有する。各機関は、判決の内容を実現する義務を負う」と規定している。これは、大法官釈字第 一八五号解釈（一九八四年一月二七日）がいう「司法院は憲法を解釈し、並びに法令統一解釈権を持つことが、憲法七八条に明文で規定されている。その解釈は勿論、全国の各機関および人民を拘束する効力を有する」を踏襲したものであるが、外国憲法理論の消化不良による主権者意識の麻痺を反映し、帝政期の公法観や読売新聞憲法草案（一九九二年）における国民の「憲法遵守義務」を想起さ

せる。

憲法の名宛人は公権力の行使者であり、主権者国民ではないことは、立憲民主制の常識であり、国民主権の国では、国民を憲法や行政法の規律対象とする公法観は、民主主義の原理に反するものとして否定されている。

ちなみに、国民主権の原則は、人民が憲法の最終的な解釈権を持つことを意味している。後述のように、憲法訴訟法が裁判訴願の導入を契機に裏側で憲法訴願の道を狭くする消極的・保守的な制度後退も、民主主義を軽視する「憲法の番人」観を反映している。

また、後述の憲法訴願との関連で、人権保障を軽視する傾向もある。憲法訴訟法五三条は憲法廷の「即時失効」判決について、遡及効との明言がなければ、原則として将来効だと規定した⁽³¹⁾。これについて、台湾の学者からも、オーストリア憲法裁判所制度を参考にした「後退した立法」と批判された。すなわち、オーストリアの違憲審査では、違憲とされた法律の効力は主に将来に向けて失効するのに対し、ドイツでは違憲とされた法律は「最初から無効」と宣言され、もし刑事法規が違憲であれば、過去の誤った行為は当然是正されるべきであるが、憲法訴訟法草案はドイツ版からオーストリア版へと変更され、オーストリア版が人権や実質的正義を重視せず、法的秩序の安定性を優先し、「過去の誤りは仕方ない、将来改善すればよい」という考え方だと、指摘されている⁽³²⁾。

(四) 憲法訴訟法における憲法訴願の制度後退

憲法訴訟法は、ドイツ憲法裁判所制度を参考にして、人民による違憲審査申立、いわゆる憲法訴願について大きな法改正を行った。とりわけ、憲法訴訟法六二条により、憲法廷が違憲宣告と同時に、確定終局裁判を破棄し原審裁判所に差し戻すことができる。旧法の司法院大法官審理案件法と比較して、申立人が有利な解釈を得た

	旧法（「司法院大法官審理案件法」）	新法（「憲法訴訟法」）
憲法訴願の申立	第5条第1項 下記の場合、憲法解釈を申請することができる。 （中略）第2号 人民、法人または政党が、その憲法上保障された権利を不法に侵害され、法定の手続に従って訴訟を提起した後、確定終局裁判において適用された法律または命令について、憲法に抵触する疑義が生じた場合。	第59条第1項 人民が、法定の手続に従って審級救済を尽くした事件について、不利な確定終局裁判に適用された法規範または当該裁判が憲法に抵触すると認める場合、憲法法院に対し、違憲宣告を求める申立を行うことができる。 第2項 前項の申立は、不利な確定終局裁判の送達後6か月の不変期間内に行わなければならない。
裁判破棄と救済		第62条第1項 憲法法院が人民の申立に理由があると認めた場合、判決の主文において確定終局裁判が違憲であると宣告し、これを破棄し下級法院に差し戻す。確定終局裁判に適用された法規範が違憲であると認めた時、同時に法規範が違憲であると宣告する。 第88条 憲法法院の判決が法規範に関する見解を示し、それが原因案件の確定終局裁判と異なる場合、申立人は法定の手続きまたは判決の趣旨に基づいて救済を請求することができる。原因案件が刑事確定裁判である場合、檢察総長もまたこれに基づいて非常上訴を提起することができる。

後、再審や非常上訴の手続きを改めて提起する必要がなくなったことは、評価に値する。

また、司法院大法官審理案件法第五条は、法規範「法律または命令」のみを憲法訴願の対象としていたのに対し、憲法訴訟法は第五十九条第一項は憲法訴願の対象に「確定終局裁判」を追加した。この点は、筆者が一〇年前の論文の中で釈字二四二号大法官解釈を例として、確定終局裁判の適用違憲の可能性をも重視しそれを憲法訴願の対象に入れるべきとの提言⁽³³⁾を受け入れたところである。

しかし、筆者のほかの提言を受け入れず、ひいては制度後退といえるほどの法改正も幾つかあって、検討する必要がある。

まず、憲法訴願の申立期間を六か月以内に制限することである。これについて、憲法訴訟法の立法理由説明は次のように指摘している。⁽³⁴⁾

憲法審査の申立原因事件の当事者は、申立人のみならず、民事訴訟事件および行政訴訟事件においては、既に利益を得た確定終局裁判を受けた相手方当事者が存在し、刑事訴訟事件においては、検察官や自訴人なども存在する。したがって、不利な確定終局裁判を受けた当事者が憲法審査の申立を行うかどうか、すなわち当該確定終局裁判が将来、憲法法院によって破棄される可能性があるかどうかは、できる限り早期に確定することが望ましい。

しかし、確定終局裁判の破棄がほかの当事者に影響を与えるという理由で憲法訴訟の申立を六か月の期間以内に限定するならば、下記のように、旧法の憲法訴訟制度を維持しながら、六か月以内の申立の場合のみについて確定終局裁判を差し戻すという条項を追加する方が望ましいと思う。

(憲法訴訟)

人民、法人または政党が、その憲法上保障された権利を不法に侵害され、法定の手続に従って訴訟を提起した後（以上は旧法のまま）、（以下は旧法を維持）確定終局裁判に適用された法規範または当該裁判自体が憲法に抵触すると思われる場合、憲法法院に対し、違憲審査の申立を行うことができる。

（以下は新法を修正）この申立が確定終局裁判の送達後六か月の期間内に行う場合、憲法法院は違憲宣告をする際に直ちに確定終局裁判を差し戻さないし破棄自判することができる。

民主主義の観点から、法律は国民の権利を不当に制限し剝奪することが許されず、国民の権利を増えるべきであるから、特別の取り扱いとして確定終局裁判を差し戻さないし破棄する場合のみ、六か月以内の申立期間の制限を加えることが正当である。そうしないと、六か月の制限を加える理由がないと思う。

主権者人民の代表である立法委員が違憲審査を申し立てる場合、期間の制限がないのに対し、なぜ人民自身が申し立てる場合に期間の制限を加えられるのか。憲法訴訟法は裁判訴願の導入をきっかけに人民の申立期間を制限するのは、「濫訴防止」という理由からである。確かに、人民の申立が多くなるほど、大法官の負担も大きくなるが、それは、昔、大法官憲法解釈制度の下でも存在した問題であり、諸国の憲法裁判所・最高裁判所に共通する課題であるが、台湾の人口や大法官の数（二五名）からすれば、特に異例な問題ではなく、制度後退の理由とはならないと思う。

とりわけ、国民が違憲審査を申し立てる憲法訴願は、主権者の立場からすれば請願権・参政権（憲法解釈参加権）、納税者の立場からすれば国務請求権の行使である。もともと請願権は、私権救済を求める国務請求と、政策志向型訴訟と類似する国民の政治参加との二つの側面がある。民主主義の観点から、主権者国民は憲法の最終的解釈権をもつ憲法の番人である。国民の憲法解釈参加が憲法訴願となつたのは、政治裁判所が国事裁判・秩序的安定・憲法保障を理由に憲法解釈権・違憲審査権を集中・独占したからであるが、国民の憲法解釈参加権が超憲法的なものとして、政治裁判所制度に制限されるべきではない。しかも、現実をみると、大法官が「憲法の番人」と見做される主な原因は、正に民主化過程の背景と人民の憲法解釈参加をきつかに、人民との対話の中で人民の声を憲法解釈にするからである。仮に民主化過程において、人民の憲法解釈参加に申立期間など種々の制限を加えるなら、大法官は違憲審査権行使の目的物が少なくなり、その役割も制限されてしまうだろう。とりわけ、憲法法院は違憲審査権を抽象的に行使する政治裁判所として、最高裁判所でないのに訴訟制度の論理に基づいて人民の申立あるいは請願権・参政権行使に期間の制限を加えることは、主権者国民に対する国家の「利益相反行為」ではないか、疑問を禁じ得ない。

また、「濫訴防止」により、大法官の違憲審査権行使あるいは「憲法の番人」の機能を縛ることも、看過して

はならない。民主化過程において、大法官の主な役割は政治裁判所ではなく、憲法訴願の Ombudsman として人民と一緒に旧法の清算と民主化の改革を推し進めた。その時、歴史を動けた「憲法の番人」は受動的な大法官というよりも、むしろ主動的な人民であろう。はたして民主化改革が終わって、人民の「憲法の番人」の役割はもはや「濫訴」の邪魔となったのだろうか。

問題は、憲法訴訟法には、「濫訴防止」と違憲審査権行使の範囲縮小をはかる制度後退が多く見られることである。

例えば、憲法訴訟法第五十九条第一項にいう、「審級救済を尽くした事件」は、新たに追加された要件である。筆者が嘗て一〇年前の論文の中で、審級救済を尽くす必要がなく、韓国の規範審査型訴願を参考にして、第一審裁判の後すぐ飛躍上告の形で大法官に違憲審査を申請することを認めるべきと提言したが、⁽³⁵⁾憲法訴訟法に受け入れられなかったのである。台湾の学者の中にも、この要件を「時間の無駄遣い」、「法律の欠陥」と批判する声がある。⁽³⁶⁾ここに、憲法訴訟法の文脈において、下記のように改めて飛躍上告を提言したい。

(憲法問題の飛躍上告)

(以下は新設) 人民、法人または政党が、その憲法上保障された権利を不法に侵害され、法定の手続に従って訴訟を提起した後、法院の裁判に適用された法規範が憲法に抵触すると考える場合、原審判決の送達後の上訴期間内に憲法法院に対し、違憲審査の申立を行うことができる。憲法法院は違憲宣告をする際に直ちに原審判決を差戻すことができる。

また、憲法訴訟法第五十九条第一項にいう、「不利な確定終局裁判」も、新たに追加された要件である。それによって、すでに私益の面で有利な確定終局裁判を得た人民は、違憲宣告を求める政策志向型訴訟ができなくなる

だろう。この点は、憲法判断を回避した恵庭事件判決を想起させる。

さらに、司法院大法官審理案件法上、人民、法人または政党が申立人となり得るが、憲法訴訟法第五九条は、申立人を「人民」のみに限定し、解釈論上の問題を残した。

ほかの新設条項にも、「濫訴防止」であるか、大法官の違憲審査権行使あるいは「憲法の番人」の役割を縛る傾向がみられる。

例えば、憲法訴訟法第六〇条は、人民が申し立てる場合、申立書に「確定終局判決が違憲である状況、および関連する憲法条文または憲法上の権利」を記載しなければならないと規定している。ここにいう「憲法上の権利」について、その範囲が狭くて、憲法に列挙されていない新しい人権を無視したとの指摘もある。⁽³⁷⁾

また、憲法訴訟法第六一条は、申立が憲法上の重要性を有しまたは申立人の基本権の貫徹に必要である時に受理すると規定しているが、現実の受理率が二%ぐらいで、憲法法院が毎年の判決・裁定の数が二〇件ぐらいであるのに対し、受理の要件が曖昧であり、大法官の案件選択権を制限すべきとする論議が盛んであり、「憲法の番人」に対する不信か配慮か、微妙な感情を反映している。

デジタル時代における直接民主主義の可能性を考えれば、将来、政治裁判所はただ憲法事件を選択し、国民の憲法判断・憲法解釈をオンラインで問うことになるかもしれない、その場合、人民の違憲審査申立権はもっと重要となるであろう。

五 結びにかえて

政治裁判所の制度を採用する国では、国民の憲法主張あるいは憲法解釈は公益目的の訴えとして議会民主制に

より実現されるべきと考えられ、私益目的と結合する場合のみ、訴えの利益を認められ、憲法裁判所に訴えることができる。憲法裁判所に憲法訴願を申し立てる場合も、申立の請願権的性格や国民の主権者としての憲法解釈参加が軽視され、もっぱら私権救済の訴訟制度の考え方あるいは憲法裁判所の便利から、申立期間の制限が正当化され、あまり検討の対象とはならなかった。そのため、台湾の憲法訴訟法の制定にあたって、人民の申立権に対する制限は、学界でも質疑が出されていなかった。大法官だけを「憲法の番人」と見做して憲法裁判所制度を完璧な参考物とする風潮の中で、大法官憲法解釈制度の独自性や長所、とりわけ人民の申立権の請願権的性格や参政権（憲法解釈参加権）的性格が十分に意識し重視されていないようである。

また、審級の救済を尽くすという憲法訴願の要件も、憲法裁判所の便利をはかる制度設計であり、主権者・納税者の国民に公務履行、サービス提供（いわゆる「服務」）をする立場ではなく、官僚支配の「憲法の番人」観をあらわす。この点では、韓国の規範審査型訴願はアメリカ連邦最高裁判所制度を参考にして、憲法裁判所への飛躍上告を認め、民主主義的な「憲法の番人」観を示すものとして、参考の価値が大きいと思われる。

申立期間、審級救済尽しなどの憲法訴願の要件は、憲法解釈権を集中・独占する政治裁判所の基本性格であるかもしれない。この点は、中華の民国創立期の政治裁判所思想とその後の制度化がほぼすべて、主権者を憲法解釈の場から排除しようとする国民不在の「憲法の番人」像になっていたことから分かる、また、国事裁判・秩序安定・憲法保障に奉仕する「憲法の番人」は一般的拘束力をもつ憲法解釈を慎重に行わなければならない、普通裁判官のように日常の裁判実務において憲法を普通の法律として適用し、年間数百件の裁判で国民に奉仕することが期待できないから、「濫訴防止」の制限要件も正当化、加重化の方向で議論されている。

前述したが、国民の憲法解釈参加が憲法訴願となったのは、政治裁判所が国事裁判・秩序安定・憲法保障を理由に憲法解釈権・違憲審査権を集中・独占したからであり、国民の憲法解釈参加権が超憲法的なものとして、政

治裁判所制度に制限されるべきではない。台湾の場合、民主化過程に入ってから、大法官の扱う主な事件が憲法訴訟となったので、それは裁判機関のように見えて、人民の違憲審査申立権も訴訟法上の権利・裁判を受ける権利と理解されてしまう。

民主主義的な「憲法の番人」観点から、人民の違憲審査申立権は、「請願権・参政権（憲法解釈参加権）」として申立期間の制限を受けないという司法院大法官審理案件法の規定が評価されるべきであり、これを一般原則として維持した上で、「国務請求権・裁判を受ける権利」の側面における「追加給付」としての確定終局裁判の破棄・差し戻しのみに対して六か月の期間制限を加えるのであれば、憲法訴訟法の立法理由説明が始めて成り立つようになる。この区分をしないと、その立法理由説明は成り立たないと思う。

大法官人事をめぐる政党対立の膠着状況の中で、大統領の指名が立法院で野党側の抵抗を受けた結果、憲法廷の機能停止により人民が人権救済を得られなくなるという議論が盛んである。しかし、芦部信喜先生の指摘にも関連するが、大法官の人事は政党紛争の対象となるのは、憲法廷が私権救済のための最高裁判所ではなく、国事裁判のための政治裁判所であるからであろう。また、根本的問題は、憲法解釈権を集中・独占する政治裁判所制度の下で、国民の人権救済や憲法解釈参加はやむを得ず、憲法訴訟というコストが高く、効率が低い方法に頼るしかできないことにあるだろう。

司法権独立の課題が別として、政治問題の裁判化や国民の人権救済・憲法解釈参加の課題からも、全国司法改革会議の結論に示された、通常裁判官の違憲審査権行使を認める司法審査制の意義と、それに関連する「憲法の番人」論を再検討すべきではないだろうか。

(1) 拙稿「海峡兩岸違憲審査制度之比較與展望——兼談司法院大法官審理案件法上人民声請釈憲制度之改進問題」憲

政時代四二卷一号(二〇一六年)三七頁。

- (2) 王寵惠(アメリカ留学経験者)は一九一三年に「中華民國憲法芻議」(上編)を国民党の機関誌『國民』に掲載し、同年に憲法私案(下編)とともにまとめて著書として出版した(王寵惠「中華民國憲法芻議」國民一卷一号(上海、一九一三年)一一頁。王寵惠「中華民國憲法芻議」(上海南華書局、一九一三年)二二—二三頁)。当時、国民党の内部では、王寵惠の憲法草案を参考にすることについて、賛成者が極めて少なかったため、汪兆銘(汪精衛、政法大学卒業生)の憲法草案や宋教仁(政法大学卒業生)の憲法草案に基づいて党内の議員会が逐条検討し、憲法草案を作って国会に提出することとなった。「憲史…政海憲潮…各政党對於憲法最近之主張…第三、国民党憲法之最近主張」憲法新聞第二期(一九一三年)二三頁。

- (3) 詳しくは、拙稿「司法権觀念の中國的特質——中華民國創立期の司法審査制論争を手懸りに」法学志林一二二卷二号(二〇二三年)一三五—一五六頁を参照されたい。

- (4) 程樹德『比較憲法』(上海華通書局、一九三一年)四九頁は、ドイツの憲法裁判所を「政治裁判所」と表現した。

- (5) 「国民党憲法主張全案」憲法新聞第一四期(一九一三年)二二—二二頁。夏新華・胡旭晟・劉鄂・甘正氣・万利容、劉姍姍編集『近代中國憲政歷程——史料薈萃』(中國政法大學出版社二〇〇四年)二四二頁。

- (6) 「王登又擬中華民國憲法草案」第七五條は、「大統領および國務院が彈劾を受けるとき、國務法院は裁判を行う。

國務法院は臨時に最高法院、平政院の選出した法官九名により組織される」と規定している。憲法新聞第一九号(一九一三年)一七頁。前掲・夏新華ほか編集『近代中國憲政歷程——史料薈萃』三六二頁。

- (7) 「吳觀因擬中華民國憲法草案」第七〇條は、「大統領および國務員が彈劾を受けるとき、國務裁判所は裁判を行う。國務裁判所は職務を執行するとき、臨時に最高法院、平政院の選出した法官九名により組織される」と規定している。憲法新聞第二〇期(一九一三年)二九頁。前掲・夏新華ほか編集『近代中國憲政歷程——史料薈萃』三四四頁。

- (8) 張耀曾・岑德彰編『中華民國憲法史料』(文海出版社、一九八一年)中編。「中華民國憲法說明書」國憲起草委員會事務処編『草憲便覽』(一九二五年)付録下五八〇頁。前掲・夏新華ほか編集『近代中國憲政歷程——史料薈萃』五二〇—五二二頁。

- (9) 「進歩黨憲法討論會會員擬中華民國憲法草案」憲法新聞第一八期(一九一三年)二七—三三頁。前掲・夏新華ほか

か編集『近代中国憲政歷程——史料荟萃』二六一—二六三頁。

(10) 国是會議国憲草議委員會「中華民國憲法草案」(一九二二年八月)の原文は、張君勱『国憲議』(時事新報館、一九二二年)一五七—一五八頁、張君勱『憲政之道』(清華大学出版社、二〇〇六年)一一九—一二〇頁を参照。

(11) 前掲・張君勱『国憲議』一二三頁。前掲張君勱『憲政之道』九七頁。

(12) 例えば、国憲起草委員會「中華民國憲法草案」(一九二五年二月)上の国事法院。張耀曾・岑德彰編『中華民國憲法史料』(文海出版社一九八一年)中編。

(13) 例えば、汪馥炎・李杵輝「聯省憲法草案」(一九二五年八月)上の憲法平衡院。張耀曾・岑德彰編『中華民國憲法史料』(文海出版社、一九八一年)下編。

(14) 吳経熊『法律哲学研究』(清華大学出版社、二〇〇五年)三五二—三五四頁。前掲・夏新華ほか編集『近代中国憲政歷程——史料荟萃』八八四—八八六頁。

(15) 国事法院評事の選出手続、資格、構成や身分保障について、吳経熊の憲法私案は次のように規定している。

(国事法院評事の選出手続)

第二〇五条 国事法院の評事が一人から五人であり、その中、半分以上が国民大会から直接に選出され、他の人は国民政府の五院から各二人以上の候補者を推薦し国民大会の選挙に付する。

(国事法院評事の資格)

第二〇六条 国事法院の評事は以下の資格を持たなければならない。

一、二五歳以上。

二、完全な公民権がある。

三、専門学校で法律、政治または経済を研究し、卒業後、下記のいずれの経験がある。

ア 法律、政治または経済の著作または価値がある貢献がある。

イ 専門以上の学校で法律、政治または経済の講義を三年以上担当した。

ウ 五年以上の行政、司法の経験がある。

エ 試験または選考に合格した。

(国事法院の構成)

第二〇七条 国事法院の評事の中で、法律を研究する人は少なくとも五分の二以上、政治及び経済を研究する人は少なくとも五分の一がいるべきである。

第二〇八条 国事法院の院長と副院長各一人を、各評事からお互い推薦することから選出する。

(国事法院評事の身分保障)

第二〇九条 国事法院の評事は、国民大会代表の過半数の出席と出席者の三分の二以上の同意を得なければ、免職することができない。

第二一〇条 前条規定の他に、国事法院の評事は、監察院、立法院による共同弾劾と監察院、立法院、最高法院の合同委員会による懲戒を経なければ、免職、停職、減俸、転職されない、ただし、刑事処罰または禁治産宣告を受ける者はこの限りではない。上記の委員会は、監察院と立法院から各推薦された二人、最高法院から推薦された五人から構成する。

第二一一条 国事法院の評事は、現行犯以外に、最高法院の許可を経なければ、逮捕または監禁をされない。

第二一二条 国事法院の評事は、現行犯として逮捕または拘留される場合、逮捕または拘留の執行機関は、二四時間以内に逮捕または拘留の理由を最高法院に通知しなければならない。

前項の通知が受ける場合、最高法院が即時に許可するか否かの表示をしなければならない。

(16) 国事法院の裁決の効力について、呉経熊の憲法私案は次のように規定している。

(国事法院の裁決の効力)

第二一〇三条 国事法院はその職権範囲内で下した決定および解釈は、普通法院を拘束する効力をもつ。

第二一二条 国事法院は自らその決定または命令を執行し、あるいは中央または地方機関に執行を委託することができる。中央または地方機関は前項の委任を受ける場合、即時に執行しなければならない。

第二一四條 国事法院組織法、国事訴訟法、違憲罰法は別に制定する。

(17) 呉経熊の憲法私案における国事法院構想について、議論が盛んであった。例えば、陳耀東は憲法保障の「最もよい方法」として、「我が国の憲法史における空前の創舉である」と評価しながら、行政訴訟、公務員懲戒、法令統一

- 解釈を取り入れるのが適切ではなく、名称も「憲法裁判所」または「高級憲法院」の方がよいと指摘した（陳耀東「論国事法院」法学叢刊二巻一期（一九三三年）四九—五七頁）。陳宗烈は国事法院が法律違憲の事件や、憲法に保障される人民の権利を侵害する諸事件を審理し、もって憲法の保障を実現させると評価した（陳宗烈「憲法與国事法院」社会建設（南京）一卷四／五期（一九三三年）七一頁）。また、徐景薇は五権憲法論に基づいて、「国事法院の設置は司法の独立を侵害するだけでなく、行政命令を統一解釈することも政権の独立を侵害し、第六の権力を形成させて、五権を超越する第六の権力になってしまふ」と指摘した（徐景薇「憲法保障」時代公論（南京）六五／六六期（一九三三年）五五頁）。梅汝璈は「国事法院が公務員弾劾権、懲戒権を持つべきであるかどうか、あるいは監察院その他の機関に委ねるべきだろうか。これは議論すべき問題である。（中略）国事法院の人選は実際の経験重視すべきである。呉氏の案は経験と学識を重視し、学識を経験より重視するのは、妥当ではないようである」と指摘した（梅汝璈「憲法初稿中憲法保障編之批評」時事月報九巻二期（一九三三年）一〇三—一〇五頁）。
- (18) 前掲・夏新華ほか編集『近代中国憲政歷程——史料荟萃』八九七、九二八、九四〇、九五五、九六九頁。立法院中華民國憲法草案宣伝委員会編『中華民國憲法草案說明書』（正中書局、一九四〇年）五二、九七、一八〇頁以下。
- (19) 審査委員会の内部論争について、呉経熊・黄公覺『中国制憲史』（商務印書館、一九三七年）五六九—五七〇頁参照。
- (20) 前掲・呉経熊・黄公覺『中国制憲史』五九三—五九五頁。
- (21) 前掲・呉経熊『法律哲学研究』一二三頁。
- (22) 国民大会編『国民大会実録』（国民大会、一九四六年）三九二—三九六頁。
- (23) 楊永乾『中華民國憲法之父張君勸伝』（台北）（唐山出版社、一九九三年）。
- (24) 張君勸『中華民國民主憲法十講』（商務印書館、一九四七年）九八頁。前掲・張君勸『憲政之道』二二〇頁。
- (25) 張君勸『中華民國民主憲法十講』（商務印書館、一九四七年）四一—四二頁。前掲・張君勸『憲政之道』一七一頁。
- (26) 詳しくは、前掲拙稿「司法権觀念の中国的特質——中華民國創立期の司法審査制論争を手懸りに」一三五—一五六頁を参照されたい。
- (27) 詳しくは、拙著『中国における違憲審査制の歴史と課題——大法官憲法解釈制度を中心として』（成文堂、二〇

○九年)を参照されたい。

(28) 大法官の違憲判断が下した後、立法院の法改正が遅滞する事例として、高等法院を行政院から司法院へ移すべきと判断した釈字第第八六号解釈(一九六〇年八月一日)、違警罰法上の警察官の勾留裁決権を法院が行使すべきと判断した釈字第第一六六号解釈(一九八〇年一月七日)や釈字第二五一号解釈(一九九〇年一月一九日)などが挙げられる。

(29) 張嘉尹はオンライン文章の中で次のように指摘した。「立法院での紛争は、大まかに以下の二つある。(一)法案の審議を全く行わず、委員会に直接送付するために投票を動員し、二読会においても審議や討論を行わずに直ちに投票を行う。(法案の内容すら朗読せずに投票が可能か?) (二)民進党の立法委員の職権を完全に剝奪する行為、例えば提案の禁止、発言の禁止などである。上記の(一)と(二)は手続上の瑕疵を構成するか? いずれか一つだけでは、判断が容易でないかもしれないが、両方の行為が結合し、相乗効果を生み出す場合、答えは肯定的であるべきである。上記の手続上の瑕疵は憲法に抵触するか? この問題は一見して明確な答えがない。これに関して、司法院の釈字第三四二号解釈は、「重大かつ明白な瑕疵」の基準を確立し、立法院の議事進行が議事手続に抵触することにより違憲となるかどうかを判断するために用いられた。この解釈において、大法官は非常に寛容な態度をとり、当時議論を呼んだ国家安全三法はこれにより違憲とはされないと判断した。しかし、釈字第四九九号解釈では、この基準の適用が異なり、より厳格な態度が採られ、国民大会が憲法改正条項を議決する際に秘密投票を採用したことは、手続上の重大かつ明白な瑕疵があるとされ、第五次憲法改正全体が違憲との結論に至った。現在、立法院での前述の行為が違憲かどうかの判断は、釈字第三四二号解釈の基準を採用するか、釈字第四九九号解釈の基準を採用するかにかかっている可能性がある」。張嘉尹「到奪權之路——立法院如何「毀憲亂政」」思想坦克—Voicetank (<https://voicetank.org/20240529-3/>) 二〇二四年五月二九日掲載。

(30) 芦部信喜「憲法学における憲法裁判論」法学協会雑誌一一三卷八号(一九九七年)一一五八頁。

(31) 憲法訴訟法第五三條第一項 判決により法規範が即時失効または遡及失効と宣告された場合、判決前に各裁判所に係属し、未だ終結していない事件については、各裁判所は判決の趣旨に従って裁判を行わなければならない。第二項 判決前に即時失効の法規範を適用して作成された確定裁判は、法律に別段の定めがない限り、その効力に影響を

受けない。第三項 判決前に遡及失効の法規範に基づいて作成された確定裁判は、法定の手続または判決の趣旨に従って救済することができる。刑事確定裁判の場合、檢察総長はこれに基づいて非常上訴を提起することができる。

司法院が二〇一三年に提案した司法院大法官審理案件法修正草案（立法院議案關係文書（院総第四四五号）政府提案第一三五〇一号二〇一三年二月二三日）第五十五条第一項 判決により法規範が即時失効すると宣告された場合、憲法裁判所の判決前に各級裁判所に係属し、未だ裁判が下されていない事件については、判決の趣旨に従って裁判を行わなければならない。第二項 判決前に前項の法規範を適用して作成された刑事確定裁判については、檢察総長は被告の申請に基づき、非常上訴を提起することができる。その他の確定裁判の効力は影響を受けない。ただし、未執行または執行が未了のものについては、違憲の範囲内において、引き続き執行してはならない。

(32) 聯合報記者王宏舜（台北即時報導）「憲法訴訟法參考奧地利修改學者批「退歩的立法」における陳清秀の発言。中正大学ホームページ (http://www.ccu.edu.tw/p/406-1000-29037_r582.php?Lang=zh-tw) 二〇一二年一月四日掲載。

(33) 前掲・拙稿「海峡兩岸違憲審查制度之比較與展望——兼談司法院大法官審理案件法上人民声請釈憲制度之改進問題」三六—三七頁。

(34) 立法院公報第一〇七卷第一一六期（院会記録）八一頁。

(35) 前掲・拙稿「海峡兩岸違憲審查制度之比較與展望——兼談司法院大法官審理案件法上人民声請釈憲制度之改進問題」三五頁。

(36) 前掲・聯合報記者王宏舜（台北即時報導）「憲法訴訟法參考奧地利修改學者批「退歩的立法」における陳清秀の発言。中正大学ホームページ (https://www.ccu.edu.tw/p/406-1000-29037_r582.php?Lang=zh-tw) 二〇一二年一月四日掲載。

(37) 李震山「論人民声請「裁判憲法審查」所稱的「憲法上權利」——從憲法訴訟法第60条第5款之規定談起」公法研究第五期（二〇一三年六月）一九三—二一六頁。

(38) 前掲・芦部信喜「憲法学における憲法裁判論」一一五八頁。